

県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務委託
プロポーザル募集要項

1 業務概要

- (1) 業務名 県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務
(2) 業務の目的

会津若松市（以下、「本市」という。）による、旧福島県立会津総合病院跡地^{※1}（以下、「県立病院跡地」という。）の利活用に関して、本市の財政負担を最小に抑えながら、「県立病院跡地利活用の方向性に関する意見書」^{※2}（以下、「意見書」という。）の内容を最大限に実現するため、官民連携（PPP/PFI）の導入・実現可能性を含めた、『県立病院跡地利活用基本構想』（以下、「基本構想」という。）の策定を、支援することを目的とする。

※1 旧福島県立会津総合病院跡地 … 福島県病院局から、平成29年3月6日付け28病第831号により、旧会津総合病院跡地の取得意向について照会があり、本市は、平成29年3月10日付け28企第744号により、「対象財産について、本市のまちづくりに資する利活用を図るため、取得を希望」する旨を回答。平成31年度以降の取得に向けて、福島県病院局と本市が協議を継続しているもの。

※2 県立病院跡地利活用の方向性に関する意見書 … 平成29年度の市政だより8月号で募集された県立病院跡地利活用の市民提案などを踏まえ、県立病院跡地利活用懇談会（以下、「懇談会」という。）がまとめた意見書であり、平成29年11月29日に、懇談会から会津若松市長へ提出されたもの。

- (3) 業務の内容 別紙「県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおり
(4) 履行期間 契約締結日から平成31年3月22日まで
(5) 業務に係る委託料上限額

16,092,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（但し、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。）

2 プロポーザルを適用する理由及び効果

官民連携（PPP/PFI）の導入・実現可能性を含めた当該業務の受託者には、通常の計画策定に関する知識や能力に加えて、公共事業、民間事業のみならず、官民連携事業に係る法務、金融、財政、建設技術等の分野における知識と、事業性を判断するノウハウと経験が必要であり、価格のみで受託者を選定する競争入札では十分な能力を有する者との契約ができず、期待する成果が得られないおそれがある。

また、官民連携の導入・実現可能性調査で実施する業務の手法及び内容についても、受託者となる者の業種（コンサルタント、金融機関、デベロッパー、設計会社等）やコンサルタントの種別（総合、戦略系、金融系、PPP/PFI専門等）によって、それぞれの得意分野を活かした手法を有しており、発注者側が一律の仕様を定めることは、優れた手法の排除につながる

るおそれがある。

これらのことから、プロポーザル方式により、複数の業者から目的達成に向けた業務の手法及び内容、スケジュール等の企画提案を受け、これを総合的に評価し、最適な能力と企画を有する事業者の支援を受けることで、効果的で実現性の高い基本構想の策定を図るものである。

3 参加資格要件等

参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、以下の事項を充足していることを条件とする。

- ①会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ④プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- ⑤会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、募集要項において求める要件を満たしていること。

4 失格条項

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- ①提案書その他提出書類の提出期限及び提出方法を遵守しなかった場合、並びに、提出部数に不足があった場合
- ②提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- ④所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- ⑤前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- ⑥その他選考委員会が不適格と認める場合

5 公募から契約締結までのスケジュール

日程	時間	内容
4月9日(月)	—	公募開始(公告日)
5月7日(月)	17時15分	質問書の提出期限
5月9日(水)	17時15分	参加意向申出書の提出期限
5月14日(月)	—	提案書の提出期限(会津若松郵便局留) 以降、一次審査(提案書の審査)
5月23日(水)	—	一次審査結果の通知及び二次審査参加要請書の送付
5月28日(月)	13時	選考委員会の開催(二次審査(提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングの審査)、受託候補者の選定)
5月下旬	—	審査結果通知書の送付
6月上旬	—	契約の締結

6 募集要項等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 平成30年5月7日(月)17時15分まで
- (2) 提出場所 会津若松市役所 企画政策部 企画調整課
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
電話:0242-39-1201(直通) FAX:0242-39-1400
メールアドレス: kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- (3) 提出方法 質問書(第2号様式)にて、FAXまたは電子メールで提出すること。
提出後に企画調整課へ、受信についての確認の電話をすること。
※ 直接持参した場合は、受理しない。
- (4) 回答方法 回答は随時行う。なお、質問者にはFAXまたは電子メールにより回答することとし、併せてその内容について市ホームページに掲載する。回答内容は、本要領及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。遅くとも5月8日までに回答する。

7 参加意向申出方法

- (1) 受付期限 平成30年5月9日(水)17時15分必着
- (2) 提出場所 会津若松市役所 企画政策部 企画調整課
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
電話:0242-39-1201(直通) FAX:0242-39-1400
- (3) 提出方法 提出書類は、提出場所までFAX又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。直接、企画調整課へ持参した場合は受理しない。
- (4) 提出書類 参加意向申出書(第3号様式)

※ 本市の入札参加資格登録において、使用印鑑として届け出た印鑑を押印の上、提出すること。

- (5) 提出部数 1部
- (6) 辞退方法 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（第4号様式）を企画調整課へ郵送または持参により提出すること。

8 提案書の作成方法

(1) 提出書類

- ①送付文（別紙様式1）
- ②会社概要書（別紙様式2）
- ③見積明細書（別紙様式3）
- ④表紙（別紙様式4）
- ⑤業務実績調書（別紙様式5）
- ⑥実施体制書（別紙様式6）
- ⑦企画提案書（任意様式）

次の事項について提案を求める。指定枚数に収めること。

- ・業務の実施方針 1枚
- ・業務の手法及び内容 2枚
- ・業務のスケジュール 1枚
- ・基本構想（素案）の概要 1枚

(2) 提出部数

- ・上記①から③までについては、各1部を紙媒体で提出すること。
- ・上記④から⑦までについては、⑤以降にページ番号を付して、左綴じ（ホチキス2点止め）で1冊にまとめ、正本1部及び副本9部を紙媒体で提出すること。あわせて、副本の電子媒体（PDF形式）を電子メールで提出すること。紙媒体の正本には、余白等に提案者名を明記すること。それ以外の副本並びに電子媒体には、提案者名が判別できる文字・ロゴ等を記載しないこと。なお、副本並びに電子媒体に、再委託先や従事予定者の氏名、所属・役職名が記載されることは問題ないこととする。

(3) 提案書作成上の注意点

- ・提出書類は、A4判縦、片面、横書きとし、文字は原則11ポイント以上とすること。
- ・書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ・提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。
- ・印鑑は、本市の入札参加資格登録において使用印鑑として届け出た印鑑を使用すること。
- ・提案書の内容に不足がある場合、その審査項目は0点とする。

- ・ 上記⑦企画提案書は、写真、画像、図、表等を自由に記載してかまわない。
- ・ 要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。
- ・ 上記④から⑦までを審査の対象とし、上記①から③までは審査の対象としない。なお、見積金額が1（5）業務に係る委託料上限額を超える場合は、失格とする。

（4）提出方法

①宛 先 〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 企画調整課 行
メールアドレス：kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

※ メール の 件名 は、「県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務に係る提案書（社名）」としてください。

②提出期限 平成30年5月14日（月）

※ 郵便局に到着後10日を過ぎると差出人に返却されるため、提出書類は、必ず平成30年5月5日（土）から5月14日（月）までの間に、会津若松郵便局に到着するよう、簡易書留または一般書留で郵送すること。

※ 直接、企画調整課へ持参した場合は受理しない。

③封 筒 別紙「提案書提出用封筒の作成方法」のとおり記載すること。

9 審査方法及び審査基準

（1）審査方法

①実施主体

審査は、本市が依頼した5名の委員により組織された「県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）」が実施する。

②方法

一次審査及び二次審査を実施する。

③一次審査

選考委員による提案書【8（1）④から⑦まで】の審査により、審査基準をもとに審査を行う。一次審査では、二次審査に参加する者（以下、「二次審査参加者」という。）を選定し、二次審査参加要請書を送付する。

④二次審査

選考委員による提案書【8（1）④から⑦まで】の審査、選考委員会における提案者によるプレゼンテーション、並びに、選考委員から提案者へのヒアリングにより、審査基準をもとに審査を行う。二次審査の結果に基づき、受託候補者を選定する。

提出資料に関するプレゼンテーションの実施方法は以下のとおりとする。

- ・ 二次審査の出席者は、本業務の責任者や担当者とし、計4名以内とする。
- ・ 二次審査は、平成30年5月28日（月）13時から開催予定の「第2回選考委員会」において実施する予定であるが、正式な日程等については、別途、通知する。

- ・ 提案者1者あたり、15分間以内でプレゼンテーションを行い、その後、10分間以内でヒアリング（質疑応答）を行うこととし、時間延長は認めない予定であるが、正式な手法については、別途、通知する。
- ・ プレゼンテーションは、提案書【8（1）④から⑦まで】及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクターと接続用VGAケーブルは市で用意する（アダプタ等、その他必要な機材は持参すること）。
- ・ プレゼンテーションの資料やスライド中には、提出者を特定することができるような表示をしないこと。また同様の発言をしないこと。
- ・ 提出者を特定することができるような表示がある名札、社章、名刺、封筒などを身に付け又は持ち込まないこと。
- ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、二次審査の対象としない。

（2）審査基準

別紙「県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務委託プロポーザル審査基準」による。

10 資料入手方法等

（1）募集要項、資料、様式等の入手方法について

会津若松市のホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用するものとする。なお、郵送等による配布は行わない。

[\(http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/\)](http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/)

（2）県立病院跡地の視察方法について

県立病院跡地は、現在、福島県病院局が所有・管理しており、ロープ柵により囲われているものの敷地内が見通せるため、原則として、周辺からの視察のみし、敷地内に立ち入らないこと。この際、路上駐車等、周辺住民や道路交通者の支障が生じないように配慮すること。

[別紙]

提案書提出用封筒の作成方法

(表)

提出期限	平成30年 5月14日
件名	県立病院跡地利活用基本構想策定支援業務委託

【市指定サイズ】

角2封筒 (縦332mm、横240mm)

【必須記載事項】

表面

①宛先

〒965-8799

会津若松郵便局留

会津若松市役所 企画調整課 行

②提出期限

募集要項又は実施説明書に記載されている提案書提出期限日を記入してください。

③件名

業務名を記入してください。

※ 誤字、脱字にご注意ください。封筒の表紙の件名と同封された提案書の件名が相違する場合、提案書がどの業務に係るものなのかを判別できないものについては無効となりますのでご注意ください。

④「提案書 在中」の記載

(裏)

差出人	住所 商号(名称) 代表者名
-----	----------------------

裏面

①提案者(会社・団体等の代表者)名

住所、商号(名称)

を記入してください。

【封印について】

左の例のとおり、のり付けされている部分は入札参加資格登録時に市に届けている「使用印鑑」で封印してください。

※指定した方法以外で作成された場合は、失格となることがありますので、十分ご注意ください。